

仕 様 書

環境政策局 東北部クリーンセンター

(担当：荻内、温谷 電話：741-1003)

件 名	東北部クリーンセンターごみピットホップフロア内 ダイオキシン類作業環境測定
履 行 期 限	契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
契 約 条 件	<p>東北部クリーンセンターのごみピットホップフロア内において、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成26年1月10日付け基発0110第1号))に基づき、作業場における空气中的ダイオキシン類濃度を測定するものである。</p> <ol style="list-style-type: none">測定場所 京都市左京区静海市原町1339番 京都市東北部クリーンセンター内ごみピットホップフロア測定回数及び測定日 2回(1回目:令和8年8月25日、2回目:令和8年12月4日) 測定日については、現時点での予定であるため、契約後に正式に通知する。測定項目 ダイオキシン類A測定とする。 ただし、1回目はダイオキシン類及び粉じんの併行測定を実施するものとし、2回目は1回目で得られたD値を基に粉じんを測定のうえ、ダイオキシン類濃度を算出することとする。測定方法 平成26年1月10日付け基発0110第1号の別添「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」別紙1の「空气中的ダイオキシン類濃度の測定方法」による。測定結果の評価<ul style="list-style-type: none">測定結果の評価については、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)により行うこと。管理区域の決定にあたっては、平成26年1月10日付け基発0110第1号の別添「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」別紙2の「作業環境評価基準に準じた管理区域の決定方法」によること。必要な資格<ul style="list-style-type: none">計量法第107条に規定する登録(次に掲げる事業の区分を全て含むものに限る。)を受けていること。<ol style="list-style-type: none">濃度(大気中、水又は土壌中の物質の濃度に係る事業)特定濃度(大気中、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業)計量法第121条の2に規定する特定計量証明事業者の認定(事業の区分に、「大気中、及び水又は土壌中のダイオキシン類」を含むものに限る。)を受けていること。作業環境測定法第33条に規定する登録(作業環境測定を行うことができる作業場の種類に「作業環境測定法施行規則別表第1号の作業場」を含むものに限る。)を受けていること。

7 報告書

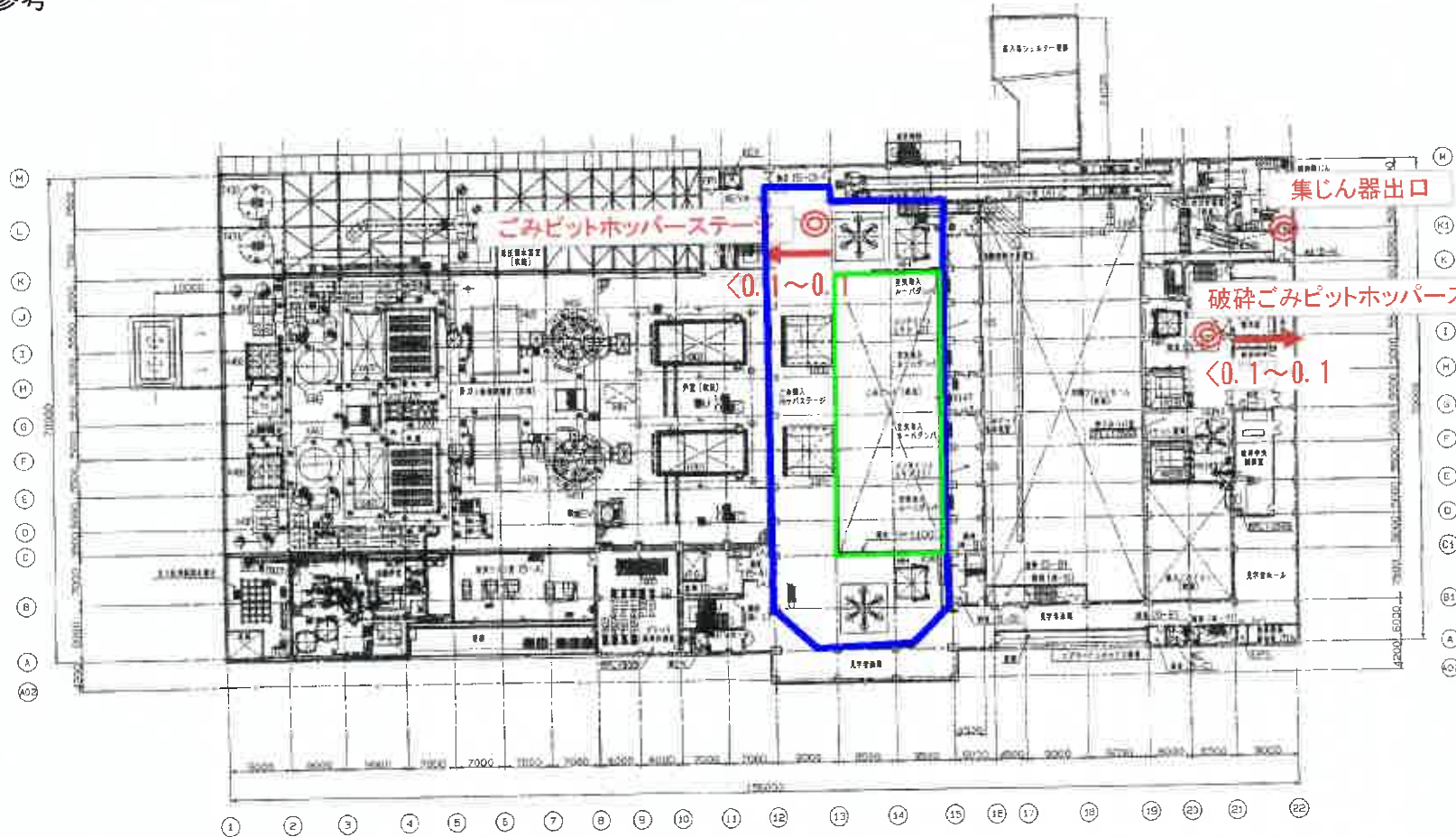
報告書は、「調査の概要」、「計量証明書等」、「作業記録写真」を1つとし、2部提出することとする。

8 その他

この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、別途協議するものとする。

参考

京都東北部クリーンセンター 5階



※ ごみピットホッパフロア (青線内・一部ごみピット (緑線内) 含む) のA測定